

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 7年 5月26日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

N P 共同ビル

名古屋市中区栄三丁目2901番 ほか25筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
ブラザーパーキング栄	3台	—	24台	—
セイジョウビル駐車場	41台	44台	64台	変更なし
その他駐車場	851台	変更なし	4,627台	変更なし
計	895台	変更なし	4,715台	4,691台

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
ブラザーパーキング栄	午前 8時30分から 午後 9時30分まで	—

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	
	変更前	変更後
ブラザーパーキング栄	1箇所	—
その他駐車場	26箇所	変更なし
計	27箇所	26箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

令和 7年 5月22日

4 変更しようとする理由

一部契約駐車場の閉鎖に伴う契約駐車場の見直しのため

5 届出の日

令和 7年 5月 8日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 7年 5月26日から同年 9月26日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 7年 9月26日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課